

第9章 事故届

1. 高压ガス保安法に係る事故届

提出書類

- 事故届書 ----- 様式 57

留意事項

販売事業者は、所有又は占有する高压ガス（液化石油ガス）について次の事案が発生した場合、遅滞なく、事故発生場所を所管する振興局・市町村又は警察官にその旨を届けなければなりません。

- ① その所有し、又は占有する高压ガスについて災害が発生したとき
- ② その所有し、又は占有する高压ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき

参考

液化石油ガス関係事故措置マニュアルにおける事故の定義

(1) LPガス事故

LPガス事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するものをいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。

ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの

イ. 漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災はLPガス事故に該当しない。

④ 中毒・酸欠

LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) その他事故

次の各号の一に該当するものはL Pガス事故に該当しない。

- ① 自殺、故意、いたづら、盗難等が原因による事故
- ② 自然災害による事故

(例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故

(例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策(雪囲いや保護板の設置等)の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはL Pガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故
- ④ その他上記(1)に掲げるL Pガス事故に該当しない事故
(例) 自動車の飛び込みによる事故

2. 液化石油ガス法に係る事故届

留意事項

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届けなければなりません。

3. 特定消費設備に係る事故報告・事故届

提出書類

- 事故届書(特定消費設備に係る事故) ----- [様式 57の2](#)

留意事項

- ① 販売事業者は、「特定消費設備(液石法第2条第5項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く))」について、次に掲げる事故が発生したときは、事故発生後、直ちに(24時間以内)にその旨を中部近畿産業保安監督部に直接報告しなければなりません。
 - a. 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
 - b. 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故
又、併せて振興局又は市町村へも報告してください。
- ② 報告事項は、「事故の発生日時」「場所」「概要」「原因」「特定消費設備の製造者又は輸入者の名称」「機種」「型式」「製造年月」となります。
報告時に「不明」な事項は、その旨明記して報告してください。なお、報告時に不明であったものが判明した場合は、事故発生日から10日間は追加報告として中部近畿産業保安監督部に直接報告し、その後は振興局又は市町村へ報告してください。
- ③ 報告は、電話・FAX・その他適当な方法で行ってください。

中部近畿産業保安監督部保安課 TEL 052-951-0291

FAX 052-951-2762

- ④ 「特定消費設備」に係る事故届は、事故の発生した場所を所管する振興局又は市町村へ提出してください。

<参考>

事故の種類	報告先	期限等	様式等
特定消費設備に係る事故	①中部近畿産業保安監督部（※） (①②両方へ報告)	<最初の報告> 直ちに(24時間以内)	電話・FAX・その他 適当な方法
		<追加報告> 事故発生の日から10日以内	
	②振興局又は市町村	<最初の報告> 直ちに(24時間以内)	電話・FAX・その他 適当な方法
		遅滞なく (概ね7日間程度)	様式第57の2
上記以外のLPガス事故	振興局又は市町村	遅滞なく (概ね7日間程度)	様式第57

※ 但し、長野県は、関東東北産業保安監督部となります。

(TEL 048-600-0294 FAX 048-601-1317)

4. 消費者安全法に係る事故届

留意事項

販売事業者は、LPガスの供給先において消費者安全法の重大事故等の政令要件（死亡、30日以上
の加療が必要な重傷、CO中毒、消防当局による火災認定のあった事故（疑いを含む））を満たす事案の
発生を知った場合には、休日・夜間を問わず躊躇することなく、所管の中部近畿産業保安監督部へ速や
かに報告してください。

- ① 消費者安全法の重大事故等の政令要件は、死亡・30日以上
の加療が必要な重傷・CO中毒・消防当局による火災認定のあった事故（疑いを含む）をいいます。
- ② 事故の発生を知った場合（疑いを含む）は、速やかに報告してください。
- ③ 報告の方法は、電話・FAX・その他適当な方法で結構です。
- ④ この消費者安全法に係る事故報告後、LPガス事故でないことが判明した場合は、「取り下げ依頼書」を中部近畿産業保安監督部へ提出してください。提出により、LPガス事故から除外されます。

提出書類

- 事故取り下げ依頼書 ----- ひな形